

障害のある人もない人も ともに暮らしやすい社会へ

県では、障害のある人もない人もともに安心して幸せに暮らしていくことができる奈良県づくりを目指して、さまざまな取り組みを進めています。

奈良県手話言語条例が制定されました！(平成29年4月1日施行)

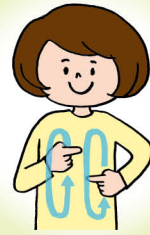
この条例では、県の責務、市町村との連携・協力、県民・事業者の役割などを定めています。

目指す姿

県民の手話※
への理解

手話の普及や
使いやすい環境の整備

ろう者※の人権が尊重され、ろう者とろう者
以外の人がお互いを理解し、尊重しあうこと
ができる社会の実現



【手話】

※「手話」…物の名称、抽象的な概念を手や指の動き、表情などを使って、視覚的に表現する言語です。

※「ろう者」…聴覚に障害のある人のうち、手話を言語として、日常生活または社会生活を送っている人です。

県民の 皆さんへ

- 手話が、ろう者の情報取得や意思疎通の手段などとして必要な言語であることを理解しましょう。
- 手話の普及や使いやすい環境づくりにご協力をお願いします。



県では、啓発イベントの開催、手話ハンドブックの作成、手話講習会の実施など手話を学ぶ機会を設けたり、県議会への手話通訳の導入といった手話を使いやすい環境の整備をしていきます。

ヘルプマークをご存じですか？

障害のある人のなかには、街のなかや交通機関など日常生活で援助や配慮が必要な場合があります。内部障害や難病の人など、外部からは障害が分からない人が周囲に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。



ヘルプマーク

ヘルプマークを身に着けた人を見かけたら…

- 電車・バスの中で、席をお譲りください。
- お困りのようなら声をかけるなどの配慮をお願いします。
- 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

ヘルプマークは、お住まいの市町村の障害福祉担当課で配布しています。

